

セーフティネット保証1号に係る市長認定申請について

この資料は「経営安定関連（セーフティネット）保証1号に係る市長認定」の申請手順及び必要書類をご案内するためのものとなります。

1.申請手順

<手順>	<備考>
<p><手順1> 大型倒産事業者のうち、国が<u>指定する事業者</u>※に対して、以下の要件のいずれかに該当するか確認する。</p> <p>① 50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む)債権又は前渡金返還請求権を有していること。</p> <p>② 50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、最近6か月又は12か月の全取引額(※1)に占める指定事業者との取引額(※2)の割合が20%以上であること。</p>	<p>※中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による国の指定事業者は、官報(HPを含む)に告示されます。官報告示は申請の指定期間を1年に行っていますので、その期間内に申請する必要があります。</p> <p>(※1)、(※2) 取引額は「売上高」又は「商品仕入額」のいずれかとします。</p> <p>(※2) 指定事業者と直接の取引を有している(又は有していた)ことが必要です。</p>
<p><手順2> 必要書類を準備して申請書を作成する。</p>	<p>・「2 必要書類」を確認のうえ、ご準備ください。 ・準備ができましたら、申請書の内容に沿って必要事項をご記入ください。</p>
<p><手順3> 市長認定窓口予約を行い、書類を予約当日に市へ提出する</p>	<p>・土・日・祝日・年末年始を除く前日までに 「e-KOBE」からお申込みください。</p>
<p><手順4> 認定審査を受けて、認定書の交付を受ける。</p>	<p>・下表(提出方法と審査方法及び交付までの所要日数)をご確認ください。</p>

<提出方法と審査方法及び交付までの所要日数>

提出方法	審査方法	交付
申請者本人が市長認定窓口へ持参する	対面	即日
申請者から委任を受けた金融機関等が市長認定窓口へ持参する	対面	即日

※交付までの所要日数は、申請書類に不備等がない場合とします

2.必要書類

[\[様式のダウンロード\]](#) [はこちら](#)

・下記書類は目安となりますので、追加で書類が必要となる場合があります

法人	個人事業主
(1) 認定申請書	
<p>(2) 当該事業者に対しての債権額を確認できる資料</p> <p>①【手形取引がある場合】 受取手形（表裏）の写し ※原本が金融機関保有の場合は、金融機関が発行する保有証明書等</p> <p>【手形取引がない場合】 売掛金台帳、得意先元帳、納品書、請求書及び入金状況を確認できる資料等の写し</p> <p>② ①の書類に加えて、当該事業者との取引規模を確認できる書類等 例)：裁判所・弁護士等からの決定通知書、取引規模の確認できる売上台帳等、債権登録等</p>	
<p>(3) 履歴事項全部証明書（写し）</p> <p>※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります</p> <p>※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をご提出ください</p> <p>※現在の状況と相違なければ、発行日は問いません</p>	<p>(3) 確定申告書（青色又は白色）（写し）</p> <p>※主に事業実態（事業所所在地が神戸市内であること）を確認するための書類となります</p> <p>※税務署の申告受付印のあるものを添付ください（電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください）</p> <p>※確定申告書のうち、以下のものをお持ちください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表 ・決算書（青色申告の場合）又は、 ・収支内訳書（白色申告の場合）
<p>(4) 決算書（直近1期分）（写し）</p> <p>※業種、事業実態を確認するための資料となります</p> <p>※決算書のうち、以下のものをお持ちください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（法人税）別表 →税務署の申告受付印のあるものを添付ください（電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください） ・法人事業概況説明書（両面） ・貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書 	<p>—</p>
<p>(5) 誓約書</p> <p>※金融機関等による代理申請の場合は不要となります</p>	
<p>(6) 委任状兼誓約書</p> <p>※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります</p> <p>※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください。</p>	